

所得税等関係

役員退職金の現物支給

1はじめに

法人の役員退職金の支払いには、その支給の時期や支払い方法・金額等についていろいろな注意点がある。近年後継者がいない法人が、M&Aを利用して業務と従業員等はそのまま継続できるように会社を売却し、経営者であった社長は退職金をもらいリタイアをする事を考える事例が増えてきたようである。この場合に、金銭で受け取る退職金だけでなく今まで社長が愛用していた会社所有の車などを引き続き利用したい等の理由から一部を現物支給で受け取ることを希望する場面も見受けられるようになった。この役員退職金の現物支給の注意点を確認する。

2役員退職金の計算

一般的に役員の退職金は法人において「役員退職金規程」を作成し、その支給基準・金額等を事前に定め、その規定に従って計算された金額を株主総会の決議後に支給することができる。

この場合の「役員退職金規定」において定められる退職金の計算方法は「功績倍率法」が使われることが多い。

<功績倍率法>

役員退職金 = 直近の月額報酬額 × 役員勤続年数 × 功績倍率

3現物支給

長年経営していた法人の創業者などが退職する場合、功績倍率法で計算すると退職金が高額となり、法人の手持資金では現

金支給が困難となり一部（または全額）を法人の所有する資産で支払うこともある。例えば、社宅として使用していた土地建物や、社用車として使用していた車を退職金として現物支給するなどである。

現金で支給される場合は額面どおりであるが、現物支給の場合はその退職時の評価額を支給額とする。現金と合わせて支給する場合は評価額との合計額が退職金として扱われる。この場合に注意すべき点は、株主総会の決議時に現物支給する資産とその金額を明記することである。

株主総会の決議において現物支給する資産・金額を明記した場合には消費税法上の資産の譲渡等には該当しないが、退職金額のみを決議し、その後現金の不足分を現物支給で補うと、代物弁済による資産の譲渡として扱われ、法人において消費税の課税対象となる（消法2①八）（消法基通5-1-4）。

4具体例

役員退職金 3,500万円

支給方法 現預金3,000万円

車両（簿価）100万円

（評価額）500万円

<仕訳>

借方

退職金 3,500万円／

貸方

現預金 3,000万円

車両 100万円

車両譲渡益 400万円

となる。

<源泉所得税>

退職金にかかる源泉所得税
3,500万円に対する額。

<住民税>

退職金に係る特別徴収住民税
3,500万円に対する額。

<退職所得の金額>

（退職金等の金額 - 退職所得控除額）×1/2

<退職所得控除額>

勤続年数20年以下

40万円×勤続年数

* 80万円に満たない場合は
80万円

勤続年数20年超

800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

<特定役員退職手当等>

役員等勤続年数が5年以下の場合には、退職所得の計算において1/2の計算適用はない。

5まとめ

現物支給を行うと実際の法人損益に影響が表れるのは対象資産の簿価であり、退職金として決議した金額より少ない金額が損失となる。評価額の高額な資産を現物支給すると支給額の計算や受取る退職金に係る所得税等の計算は高額な評価額が対象となるが、実際の簿価が備忘価額程度の資産であると、会社の損益に影響するのは備忘価額程度となるので注意が必要である（所30,31）。

[右山研究グループ]

税理士 山本 裕子